

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

公告
特定調達契約に係る一般競争入札の実施(観光課)

公 告

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。)第六十七條の六第一項の規定により、公告する。

平成十四年一月八日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

(一) 工事名 新水族館建築工事

(二) 工事場所 秋田県男鹿市戸賀塩浜字壺ヶ沢

(三) 工事内容

(1) 建築本体 鉄筋コンクリート造(地下一階、地上三階建て)

(2) 延床面積 約八千三百三十八平方メートル

(3) その他 建築外構工事

(四) 工期 平成十五年十二月二十日まで

(五) 使用する主要な資機材

(1) 有筋コンクリート 一万三千四百立方メートル

(2) 鉄筋 千八百三十四トン

(3) 普通型枠 四万二千九百二十一平方メートル

(4) 打放型枠等 二万四千三十二平方メートル

(二) 予定価格 二十八億七千五百九十五万円(消費税及び地方消費税を含む。)

三 入札に参加する者に必要な資格等

(一) 四者の構成員から成る任意に結成された特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)であること。

(二) 共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たしていること。

当該共同企業体における出資比率が十分の一・五以上であること。

令第百六十七條の四の規定に該当しない者であること。

(3) 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第三條の規定による建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

(4) 入札参加資格確認申請期限の日から当該工事の入札の日までの間、秋田県建設工事入札参加者指名停止基準に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(5) 秋田県一般競争入札参加資格者名簿の建築一式工事に登録されていること。

(6) 当該共同企業体以外の共同企業体の構成員として本件入札に参加することはできないこと。

(三) 共同企業体の代表者となる構成員は、次に掲げる要件を満たしていること。

(1) 当該共同企業体における出資比率が各構成員のうち最大であること。

(2) 建設業法第二十七條の二十三に規定する経営事項審査(直近の審査結果通知書)の総合評点が千五百点以上であること。

(3) 平成三年四月一日以降に、元請けとして、鉄筋コンクリート造で延床面積六千五百平方メートル以上の建築物の工事を施工した実績(共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合又は出資比率が二十パーセント以上の場合のものに限る。)を有すること。

(4) 次に掲げる基準を満たす者を本工事に専任で配置できること。

ア 一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有し、かつ、監理技術者資格者証(建築工事)を有する者であること。

イ 平成三年四月一日以降に、鉄筋コンクリート造で延床面積二千五百平方メートル以上の建築物の工事の現場代理人、主任技術者又は監理技術者として専任で従事した経験を有する者であること。

共同企業体の代表者以外の構成員は、次に掲げる要件を満たしていること。

(1) 建設業法第二十七條の二十三に規定する経営事項審査(直近の審査結果通知書)の総合評点が八百七十点以上であること。

(2) 平成三年四月一日以降に、元請けとして、鉄筋コンクリート造で延床面積千五百平方メートル以上の建築物の工事を施工した実績(共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合又は出資比率が二十パーセント以上の場合のものに限る。)を有すること。

(3) 次に掲げる基準を満たす者を本工事に専任で配置できること。

(4) 共同企業体の代表者以外の構成員は、次に掲げる要件を満たしていること。

(1) 建設業法第二十七條の二十三に規定する経営事項審査(直近の審査結果通知書)の総合評点が八百七十点以上であること。

四 入札手続等

(一) 担当部局

(1) 一般的事項

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県産業経済労働部観光課施設・指導管理班(電話〇一八 八六〇 二二

六三)

(2) 設計図書に関する事項

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県建設交通部宮城課県有建築物班(電話〇一八 八六〇 二五八四)

(二) 契約条項を示す場所

(一) (1)に掲げる場所

(三) 入札説明書の交付期間及び交付場所

平成十四年一月八日から同月二十二日まで、(一)に掲げる場所で交付する。

(四) 競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争入札参加資格確認資料(以下「資格確認資料」という。)の提出期間、提出場所及び提出方法

平成十四年一月八日から同月二十二日まで、(一)に掲げる場所に持参の上、一部提出すること。

(五) 入札及び開札の日時及び場所

平成十四年二月十八日午前十一時 秋田県秋田地方総合庁舎第四会議室

(六) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所

平成十四年二月十八日午前九時 (一)に掲げる場所

五 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 見積内訳明細書の提示

入札者は、第一回の入札に際し、数量、単価及び金額を明らかにした見積内訳明細書(設計図書における本工事費内訳書に準じた内容のものとする。)を提示すること。

なお、見積内訳明細書は、参考資料として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生ずるものではない。

(三) 入札の無効

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)(第六十六条各号に掲げる入札又は申請書若しくは資格確認資料に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

(四) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によつては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札したものを落札者とする。がある。

(五) 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

規則第六十条及び第六十一条に規定するところによる。ただし、規則第六十二条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(2) 契約保証金

規則第七十七条及び第七十九条に規定するところによる。ただし、規則第七十八条第一号又は第二号に該当する場合は免除とする。

(九)(八)(七)(六) 手続における交渉の有無

無

(十)(九) 契約書作成の要否

要

(十一)(十) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(十二)(十一) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随

意契約により締結する予定の有無

(十三)(十二) 関連情報を入力するための照会窓口

(一)に掲げる部局

(十四)(十三) この公告に係る契約は、秋田県議会において、当該契約に係る議案が可決され

たときをもって締結する。

(十五)(十四) その他詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

- (1) Subject matter of the contract : Construction work of the New Akita Prefectural Aquarium
- (2) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 5:00 P.M. 22 January, 2002
- (3) The date and time for the submission of tenders : 11:00 A.M. 18 February, 2002 (tenders submitted by mail : 9:00 A.M. 18 February, 2002)
- (4) Contact point for tender documentation concerning
general affairs : Tourism Division, Department of Industry, Economy and Labor, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2263
blueprints : Architecture Division, Department of Public Works and Transportation, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2584

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話 (0862) 8766 F A X (0863) 0005
 E-mail: matsubara@matsubarainatsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄